

由良町障害者活躍推進計画

機関名	由良町
任命権者	由良町長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
由良町における障害者雇用に関する課題	<p>由良町において、法定雇用率は令和4年までは満たされていたが、令和5年以降未達成である。</p> <p>今後、地方自治体の法定雇用率が引き上げられることを踏まえると計画的な障害者の採用活動が必要であること、また、障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。</p>
目標	
（1）採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
（2）定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年度末、人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
（1）組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として総務政策課長を選任する</li> <li>○障害者職業生活相談員として選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任し、職員の相談を受け付ける。</li> <li>○組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</li> <li>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li> </ul>
（2）人材面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、和歌山労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> <li>○和歌山労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」や各種障害者雇用等に関する講座・研修会への受講案内を行い、参加を募る。</li> </ul>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○定期的に面談等を行い、障害者と業務の適切なマッチング

	<p>ができていないか等の点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p> <p>○現に勤務する障害のある職員が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	
<p>(1) 職務環境</p>	<p>○適宜、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</p> <p>○定期的な面談により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
<p>(2) 募集・採用</p>	<p>○採用選考に当たり、適宜、障害特性に配慮した選考方法の実施や職務の選定を行うように努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。</li> </ul>
<p>(3) 働き方</p>	<p>○時間単位の年次有給休暇や傷病者休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
<p>(4) その他の人事管理</p>	<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助等の支援を行う。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>